

議 事 日 程 (3)

平成27年12月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第69号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第2 議案第70号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第71号 芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第72号 芦屋町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第73号 芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第74号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第75号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について
- 第8 議案第76号 町道の路線認定について
- 第9 議案第77号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第10 議案第78号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第11 議案第79号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第12 議案第80号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第3号)
- 第13 議案第81号 柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結について
- 第14 発議第8号 芦屋港の活用・活性化の推進を求める意見書について
- 第15 請願第4号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書について
- 第16 陳情第1号 TPP (環太平洋連携協定) に関する意見書の提出を求める陳情書について
- 第17 発委第4号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 追加日程第1 発議第9号 TPP (環太平洋連携協定) に関する意見書について
-

【 出 席 議 員 】 (11名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 内海 猛年

5番 刀根 正幸 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫
10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (1名)

6番 妹川 征男

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 11 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 69 号から、日程第 16、陳情第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 17 号、平成 27 年 12 月 11 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 69 号、満場一致により原案可決。

議案第 70 号、満場一致により原案可決。

議案第 71 号、満場一致により原案可決。

議案第 72 号、満場一致により原案可決。

議案第 74 号、満場一致により原案可決。

議案第 75 号、満場一致により原案可決。

議案第 76 号、満場一致により原案可決。

議案第 77 号、満場一致により原案可決。

議案第 80 号、満場一致により原案可決。

発議第 8 号、満場一致により原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第18号、平成27年12月11日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第73号、満場一致により原案可決。

議案第77号、満場一致により原案可決。

議案第78号、満場一致により原案可決。

議案第79号、満場一致により原案可決。

議案第81号、満場一致により原案可決。

請願第4号、賛成少数により不採択。

陳情第1号、賛成多数により採択。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....
平成27年12月11日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関

する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため。

.....

平成27年12月11日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため。

.....

平成27年12月11日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理由

調査不十分のため。

平成27年12月11日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

まず、日程第1、議案第69号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

議案第69号に対する反対討論を行います。この議案はマイナンバー制度導入に関連した条例

ですので、マイナンバー制度の導入そのものに反対を表明していますので、この議案に対して反対いたします。

現在、通知カードが簡易書留で約5,600万世帯に向け郵送されていますが、その出発から混乱の連続です。政府は11月に配達が完了したとしていたのに、12月半ばを過ぎても完了していません。受取人不在で手渡せないケースも続発し、自治体に500万通以上に上り返送があり、芦屋町でも700通を超える返送があります。各自治体は対応に頭を悩ませています。

そもそも1カ月余りで5,600万世帯に簡易書留を届ける計画に無理がありました。日本の郵政の歴史でこれほど大量の簡易書留を短期間で送った経験はありません。印刷や郵便局への搬入の遅れも重なり、混乱に拍車をかけています。そのしわ寄せを受け、過重な負担をかけられる現場の職員は、たまったものではありません。住民全員への番号通知が終わるめどもないのに、安倍政権は1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人カードを1,000万人に交付する計画です。身分証明書以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報漏れるリスクが極めて高いカードです。そんなカードの危険性はほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は国民のプライバシーを危うくするものです。

政府はマイナンバーの民間分野への利用拡大も狙います。しかし、一つの個人番号を官民共通で使っているのはアメリカなど少数です。アメリカでは個人情報漏えいが大きな問題となっています。そんな危険な道に踏み込むべきではありません。マイナンバー差し止め裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも国民の不安は募るばかりです。1月の実施を延期して制度の危険性の検証、再検討し、廃止に向け見直しを求めることを表明して反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第69号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第69号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第70号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第70号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第70号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第71号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第71号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第71号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第72号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第72号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第72号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第73号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第73号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第73号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第74号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第74号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第74号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第75号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第75号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第75号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第76号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第76号について、委員長報告のとおり、原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第76号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第77号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第77号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第77号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第78号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第78号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第78号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第79号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第79号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第79号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第12、議案第80号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第80号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第80号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第13、議案第81号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第81号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第81号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第14、発議第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、発議第8号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、発議第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、請願第4号の討論を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。請願第4号について反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、請願者であります福岡県保育団体連絡会というのをインターネットで検索しましたがけれども、この団体は県内にはありませんでしたので、多分、紹介議員である川上議員の所属の共産党系の団体ではないかと思えます。

これは別にして、子ども・子育て支援制度に関する意見書の内容についてでございますけれども、記載のとおり、子ども・子育て支援の新しい制度は本年4月から施行されています。この制度ができたのは、昨年引き上げられました消費税8%の財源で7,000億円ほどの確保と追加の恒久財源を確保したことによって、子ども・子育て支援の質、量の充実を図っているとのことであり、制度がスタートしたばかりであるということ。また、待機児童を解消するための待機児童解消加速化プランに各自治体が参加した場合、施設整備のアップなどの措置を講じられていると保育所の整備を推進しているとのこと。また、保育士と職員の処遇改善についても消費税財源を活用して、公定価格に3%相当の処遇改善を行っているということの情報を私は自民党本部から得ております。子ども・子育て支援の必要性については理解をいたしますが、消費税8%にしたことで、この制度が導入されており、消費税に反対して関係予算の大幅な増額などの予算要望を行うのは道理に合わないのではないかと私は思います。

今、政府で検討されている再来年の消費税10%への引き上げに伴う軽減税率導入に伴って、1兆円にも上るといわれている新たな財源確保も不透明である中、原価の厳しい国の財政状況を考えたときに、本請願に賛同するのは適切ではないと考え、反対の討論といたします。

終わります。

○議長 小田 武人君

次に、賛成討論の発言を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

請願第4号、よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願についての賛成討論を行います。

先ほど辻本議員が言われました、保育団体連合会は架空の団体のようなことを言われましたが、委員会の中でも審議した結果、福岡保育センターというそこに入っているとそういったことも、ちゃんと確認されており、これは共産党がやっている団体じゃなくて、保育のほうに関心を持っている方、父母、そういった方が構成している団体であることをつけ加えておきます。

この請願は、2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されましたが、消費税を財源に保育の量的拡充、質の改善を目指していますが、財源確保も含め、いまだ十分と言えない

状況となっており、これを改善することを求める請願です。

現在、国会では消費税の10%増税時の軽減税率が議論されていますが、軽減税率の財源を確保するために、福祉、社会補償費の削減を行うことがもくろまれています。子供の健やかな育ちが等しく保障されるために、新制度の財源確保は今後予断を許さない状況となっております。

また、一人の子供の保育にかかる費用額である公定価格は国が施設、年齢に応じて単価を示していますが、不十分な点が多く、改善することが必要となっております。さらに、介護職員と同様に保育職員も低賃金と非正規雇用が蔓延し、処遇を改善することが求められています。保護者からは高すぎる保育料などの軽減を求める声が上がっています。どれも当然のことです。

ところが委員会では、国が現在、審議している国の予算は確保されている、時期尚早などとして、この請願を不採択にしました。

全ての子供の豊かな教育、保育を受ける権利の保障は国と自治体が責任を持って行うものです。最近では、無認可保育所で幼児が亡くなるという痛ましい事件が起こっています。また、厚生労働省は無資格者に保育ができるよう、規制緩和を進めようとしております。今後、国会で来年度の予算の審議も始まります。国に対して意見を言うのは今しかありません。この請願を今、議会で可決する意義は大きいものがあります。議員の皆さんが子供や保護者に寄り添い、よりよい保育の実現のため賛同されることをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかに討論ございますか。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

この請願第4号につきましては、反対の立場で反対討論をさせていただきます。

ただいま、辻本議員がおっしゃられた内容に加えて、やはり、こういった制度を永続して行うためには、そこに財源措置が必要であるとともに、これ、せんだってマスコミにおきましてもですね、やはりそういった点をきちんとして、そして、持続していくことが大切ですよというものが報道されておりました。この点を加えさせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、請願第4号について、委員長報告は不採択であります。したがっ

て、原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、請願第4号は、原案を不採択することに決定いたしました。

次に、日程第16、陳情第1号の討論を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

4番、内海です。陳情第1号、TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書の提出を求める陳情書について賛成の立場で討論いたします。

本年、10月5日、TPP（環太平洋連携協定）が閣僚級会合において、大筋で合意いたしました。このTPP協定は各国の批准を経て発行すれば、交渉参加12カ国の国内総生産GTPが世界で全体の4割近くを占める太平洋を囲む巨大な経済圏が誕生することになります。TPPによる関税の撤廃、削減や貿易手続の簡素化により多くの商品が安く購入できることや、日本の優れた工業製品などの輸出促進につながるなど、輸出、輸入の双方でメリットがあると期待されております。

しかし、一方、農林水産業では関税の大幅な削減や輸入額の新設により、海外から安価な食料品が流入し、食料の安全性や農業生産者の経営を圧迫するなどの問題も指摘されております。

このような国内状況の中で、TPP交渉における日米2国間協議では、米国产米の特別輸入枠の設定や、牛肉、豚肉の関税を大幅に引き上げるなど重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源の全てでの譲歩が報道されており、農業への影響を懸念する声が上がっております。TPPは大筋合意に達したことで、これから協定文書の作成と調印、各国との批准、国会承認などの段階を踏むこととなります。しかし、農業生産者の不安は募るばかりでございます。この合意によって国内にどのような影響が生じるかなど、国会において十分な検証を行い、合意内容や交渉過程の情報を提供することの必要性、また食料自給率45%を維持するためにも農業者のやる気を損なうことのないよう、長期的な農業政策の確立を図り、生産者を安心させることが必要だと考え、私はこの陳情に賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

日程第16のTPPに関する内容につきましては、次の内容をもって反対討論を行わせていただきます。

と申しますのも、本来、請願もしくは陳情というのは、受けていくべきとは考えておりますけ

れども、この請願の中で1項目め、3項目めにつきましては、十分な情報提供等が必要というふうに考えておりますけれども、具体的な5品目という形の中で、それを受諾したときに、果たしてそれで足りるのかと。本来的に農業者の部分がそのようなところの分があるとするならば、ある程度情報とかそういったものが、十分に与えられた後に具体的な内容を出していくべきものというふうに考えております。このTPP問題は単に農業者のみの問題ではなく、私たちの暮らしに影響を及ぼしてまいります。その中で、一つの自給率という形を掲げておりますけれども、一旦それが、例えば、潰れたとか停滞した内容を新しく興していくといったところでは、非常に難しいものがあります。

これは芦屋町における、例えば、自治区加入において引き上げていこうとしたときに、なかなか上がってこないという理屈と同様でございます。そういった意味におきまして、本来的に1項目め、3項目めについては、当然そうあるべきであるとは考えておりますけれども、2項目めについて具体的に入れているといったところで反対討論しているものです。

これはインターネットのほうでですね、見てみますと、やはり宮崎県等の県議会においても意見書として出されております。これは十分な情報の提供を、そして国民に十分な説明をしろなさいといった意見書でございますので、その内容を修正していくというふうな形の中ではですね、そのとおりだと考えますが、全てをそのまま意見書として上げるといった内容について反対討論を行うものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、陳情第1号について、委員長報告のとおり、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、陳情第1号は、原案を採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 小田 武人君

ここで、陳情第1号が採択されたことにより、意見書案が提出されております。意見書案を配付しますので、暫時休憩いたします。

〔追加議事日程・意見書配布〕

午前10時33分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。追加日程第1、発議第9号の意見書案については、日程の順序を変更し、直ちに議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔書記 朗読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。追加日程第1、発議第9号については、陳情が採択されたことに伴う意見書案でありますので、この際、趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

ただいまから討論を行います。追加日程第1、発議第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、発議第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発議第9号は、原案を可決することに決定しました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付します。

○議長 小田 武人君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第17、発委第4号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[書記 朗読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。日程第17、発委第4号については、議会運営委員長より提出されたものでございますので、この際、提出者の趣旨説明及び質疑を省略し、直ちに討論を行ったのち、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。日程第17、発委第4号について、討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、発委第4号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。

よって、発委第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成27年芦屋町議会第4回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

なお、引き続き全員協議会を開催いたしますので、第3委員会室のほうにお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時38分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員